

北宋における商業流通の地域構造：『宋会要輯稿』  
所収熙寧十年商税統計を中心として

後藤，久勝

<https://doi.org/10.15017/1142>

---

出版情報：史淵. 139, pp.63-94, 2002-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院  
バージョン：  
権利関係：

# 北宋における商業流通の地域構造

——『宋会要輯稿』所収熙寧十年商税統計を中心として——

後藤久勝

はじめに

宋代において、遠隔地商業が飛躍的な発展をみたことは、周知の事実である。唐代後半から宋代にかけて、各地で特産品の生産が発達し、またそれら特産品の販路が全国へと拡大しつつあったことは、諸先学の研究によって明らかにされている。<sup>(1)</sup>このような遠隔地商業が北宋について述べられるとき、しばしば強調されるのは、それが江淮と開封間および開封と北方国境地帯間の財貨の流れに代表されるような、首都を中心としたきわめて広い範囲にわたる交易であったという点である。<sup>(2)</sup>

開封を中心としたこのような広域流通の展開が、北宋の遠隔地商業を特徴づける重要な要素となっていることは、まぎれもない事実である。しかし、宋代における遠隔地商業の発展という現象は、そうしたいわば全国的規模での流通ばかりでなく、せいぜい一路の領域を出ないような、比較的限られた範囲における流通の盛行をもまた少なからず反映しているようである。<sup>(3)</sup>

G. W. Skinner氏は中国の市場地域について、そこに階層性が存在することを指摘した。氏によれば、中国に

おける市場のもっとも基礎的な単位は十数個の村からなる「原基市場圏」であり、それらがいくつか集まって上位の「中間市場圏」を、さらにこの「中間市場圏」がいくつか集まって上位の「中心市場圏」を構成するという<sup>(4)</sup>。スキナー氏の研究は民国期を対象としたものであるが、その指摘は宋代史研究にとっても示唆に富むもののように思われる<sup>(5)</sup>。すなわち、氏のいう市場の階層構造を宋代に当てはめれば、開封を中心とした全国的流通とは、そうした構造の最上層に位置する市場圏において展開したものであるということになるであろうし、また、先述したような地方における商業流通の繁栄も、そうした構造の下層部にあたる地域的市場圏の発展として位置づけることができるのである。宋代における商業流通を階層構造としてとらえることは、その実態を理解する上で有効な方法であると考えられる。

北宋全土の商業流通を通観したとき、そこにいくつかの地域的なまとまりを見出しうると主張した研究には、スキナー氏および漆侠氏のものが存在する<sup>(6)</sup>。スキナー氏によれば、中国主要部は、経済的に高い自立性をもつ八つの「大地域 macro-region」に水系網によって区分され、唐末から宋代にかけて見られる開封を中心とした遠隔地商業の繁栄も、全国的なものではなく基本的にはこの「大地域」のひとつである「北部中国大地域」を単位として生じた現象であるという<sup>(7)</sup>。また漆侠氏は、宋代には「都市を中心とし、都市・鎮市・墟市によって構成される、階層性をもった網目状の地方市場」が発展し、さらにそうした地方市場がいくつか集まって「区域性市場」が形成されたと述べ、北宋においてこの「区域性市場」は、(1) 汴京を中心とする北方市場、(2) 蘇杭を中心とする東南市場、(3) 蜀川諸路区域性市場、(4) 永興軍・太原・秦州を支点とする西北市場の四つが存在したとする。

これらの説は、北宋の商業流通に地域的な結合関係を見出している点で興味深いが、そこで提唱されている地域区分が当時の流通の実態から見て妥当なものか否かという点については、なお検討の余地を残しているように

思われる。というのは、スキナー氏の「大地域」も漆侠氏の「区域性市場」も、いずれも史料等からうかがわれる当時の流通の実状から導き出された実証的な地域区分というよりは、むしろ論者の論理や直感によって措置された先験的な地域区分であると思われるからである。もちろん、分析にあたってまず先験的な予察に基づいて地域区分を設定するという方法も、そうした地域区分が成立するか否かという検証を伴う限りにおいては誤りではない。しかしながら、両氏の論考においてこのような検証は、必ずしも十分であるとは言い難いように思われる。自然地形によって経済ブロックを区画するスキナー氏の「大地域」理論に対しては、その領域を越えたより大規模な地域間交易が存在するとの指摘がある。<sup>(8)</sup> また、漆侠氏の説においては氏が四つの「区域性市場」を設定する根拠はとくに示されていないように見受けられる。

本稿では以上のような関心に基つき、遠隔地商業を介した地域的な結合が、北宋時代においてはどの程度の強さをもってどの程度の範囲に広がっていたのかという問題を、『宋会要輯稿』（民国二十五年国立北平図書館影印本、以下『宋会要』と略記）食貨十五、十六、商税雜録に収められた熙寧十年（一〇七七）の全国商税統計を分析することを通じて考察してみたい。商税は客商の扱う商品を主たる対象として課された従価税であり、したがってその額は商品流通の量のある程度反映していると考えられる。

分析には、商税額を州単位で算出し、商税額の大きな州、小さな州が地理的にどのように分布しているかを観察することで北宋における市場地域の広がりや推定するという方法を用いる。ただし、州同士の商税額を比較する際に用いる数値は、商税統計の数値そのままではなく、『元豊九域志』（以下『九域志』と略記）に記載された各州の主客戸数をもとに加工したものである。これは、商税額に対する人口数の影響に配慮した結果である。人口数の多い州においては、商税額は、その州が流通上の拠点であるかどうかとは無関係に、必然的に大きくなる想定される。そのため、遠隔地商業ネットワーク上におけるその州の地位を商税額によって判断しようとする

場合には、あらかじめその数値から人口数の影響を取り除いておいた方がよいと考えられる。

## 一 統計史料の検討

本稿では商税統計と主客戸統計という二種類の統計史料を用いるが、このような数値を中心とした史料を扱う場合、その意味する所の確認および信頼性の評価は欠かすことができない。そこで、統計史料の分析に入る前に、まずこうした問題について、先学の研究に依拠しつつ検討してみたい。

### 1 商税統計について

#### (a) 史料の性格

商税は、州城・県城・鎮市・関などに設けられた税務または税場と呼ばれる徴税機関において徴収された<sup>(9)</sup>。『宋会要』商税統計は熙寧十年における商税徴収額を、これら税務・税場ごとに記載するという形式をとっている。

宋代において商税は、過税と住税の二種類に分けられる。過税は州境を越えて移動する商品に課され、商品価格千文につき二十文が徴収された。過税は州外から持ち込まれる商品、州外へと持ち出される商品のいずれに対しても適用されるが、その徴収は、北宋では一州で一度に制限されており、原則として州治の税務で行われることになっていた。しかし、州治が移動の経路から外れており、商人にとって過税の納付地として不都合な場合には、同じ州の別の税務がその業務を代行することとなった<sup>(10)</sup>。

一方住税の賦課は、生産者が生産物を商人に売り渡す際や、客商が目的地に至って商品を売却する際になされていた。このことから住税は、基本的には商品のある地点に運び込んで販売する、いわゆる「住売」行為に対する課税であったと考えられる<sup>(11)</sup>。その税率は、商品販売額千文につき三十文であった。

このほか、商人が税務・税場を通過した際に課された税には、力勝銭・頭子銭・包角・蓆角といった種々の名目があったことが知られている。<sup>(12)</sup> 商税統計には各税務・税場の徴税額が記されるのみで、その内訳についての言及はなく、そのため、その数値に、上に述べた各種の税のうちどこまでが含まれるのかは定かではない。もっとも、過税・住税が商税統計の数値の中に含まれていることは、それらが商税の根幹をなしていることから見て疑いをいれない。問題となるのは、過税・住税以外の各種名目の税が、統計数値に含まれているのかどうかである。

このことについて加藤繁氏は、「此の税額の中には、過税・住税・頭子銭・包角銭・力勝銭の類が総て含まれて居るとみてよからう」と述べ、商税統計の数値は過税・住税以外の各種の税をも含む税務・税場の収入一切を示したものであるとの見方を示している。<sup>(13)</sup> しかしながら幸徹氏は、頭子銭・包角銭・力勝銭が税務において「諸雑差使」「諸雑差遣」などと呼ばれて商税とは区別されていたという事実を指摘し、加藤氏の説に対して異議を唱えた。<sup>(14)</sup> 頭子銭は、本来税務の維持管理費用を捻出する目的で設けられた税であって、商税とはその用途を異にしていたが、<sup>(15)</sup> そうした事情は、港湾設備等の使用に際しての課税として発生した力勝銭においても同様であったと考えられる。<sup>(16)</sup> このことに鑑み、本稿では幸氏の説にしたがって、過税・住税以外の雑税は統計数値には含まれないと理解したい。

ただし、後に述べるように、力勝銭についてはこれを商税の一種と見なし、過税・住税と合わせて徴税実績として計上する税務も一部に存在したようである。このような力勝銭を商税として扱う税務と、そうでない税務が同時に存在した場合、かりに両者を同じ量の商品が通過したとしても、前者は後者と比べてより多くの税収をあげることになるであろう。そのため、分析に際しては両者を峻別すべきであるが、実際問題として、力勝銭を商税として扱っていた税務を確定するのは不可能である。ここではやむを得ず、税額の多寡に以上のような条件が作用している可能性があることを指摘するにとどめておきたい。また、このことと関連して、力勝銭の課税対象

品目が過税・住税に比べて広い範囲にわたっていること（後述）にも注意すべきであろう。

このほか、税務で徴収されていたことが明らかかな税に、土地家屋や家畜の売買に際して課される契税がある。<sup>(17)</sup>

この契税を商税の一種と見る向きもあるが、<sup>(18)</sup>『宝慶四明志』巻六、叙賦上に見える州の歳入内訳において、「商税」とは別に「牙契」の項目が立てられていること、また『文献通考』においても、商税に関する事柄は巻十四の征商門に、契税に関する事柄は巻十九の雜征斂門にと分けて記載されていること等をみれば、契税と商税とは別系統の税であり、両者は一応区別して扱われていたと考えられる。このことから、商税統計には契税による収入は含まれていないと判断してよいであろう。

以上を要するに、『宋会要』商税統計とは、従価税である過税・住税の熙寧十年における徴収額を税務ごとに示したものと見ることができ。

ところで、これらの数値は税務における徴収の実績をそのまま記したのではなく、税務の課額（ノルマ）を示したものであると考えられる。そのことは、わずかではあるが、一部の州や税務において税額に代えて「不立額」「無定額」等の文字が記入されていることによつて知ることができる。<sup>(19)</sup>しかし、たとえ商税統計の数値が課額を示しているに過ぎないとしても、本稿の分析にはさほど支障をきたさない。なぜなら、税務の商税課額は、それに先立つ数年間の実績を平均する、あるいはそれらのうちいずれか一年分をそのまま採用するというように、実際の徴収額に即して決定されたためである。<sup>(20)</sup>このことから、商税統計が課額を示すものであるとしても、その数値は現実の商品流通量を推測する上で十分信頼に足ると見なしうるのである。

#### (b) 商税の課税対象品目

北宋時代における地域的市場圏を判別するという本稿の目的から言えば、真に知りたいのは商税額そのもので

はなく、その背後に存在する商品流通の量である。本稿が商税統計を取り上げるのは、それが商品の流通量を反映しているからに他ならない。だが、商税はあらゆる商品を課税対象としたわけではなく、一部の商品に対して課されたに過ぎない。そこで、本稿における分析の限界を把握しておくためにも、商税の課税対象とされていたのがどのような商品であったのかを、ここで検討しておきたい。

商税の主要な課税対象は、加藤繁氏によれば布帛・什器・香薬・宝貨・羊豚・莊田・店宅・馬牛・驢馬・駝・茶・塩といった物品であった。<sup>(21)</sup>このほか、神宗朝の頃には銅錢に対しても課税がなされるようになっていたようである。<sup>(22)</sup>一方、薪炭や米麴に代表される日用品、および農具については商税は原則的に免除された。<sup>(23)</sup>つまり、商税の対象とされたのは、塩を除けばおおむね非日用品的な、重量や体積に比して価値の高い商品であり、商税統計に反映されているのも、基本的にはこのような商品の取引であると見ることができる。

しかしながら、商税を免除されていた日常的な商品も、実際には商税統計と常に無関係というわけではなかったようである。というのは、そのような商品は、商税すなわち住税・過税の対象とはならなかったものの、雑税である力勝銭の対象にはなっており、<sup>(24)</sup>税務によってはこの力勝銭を商税課額の充足に振り向けていたと見られるためである。

力勝とはそもそも船や車の搭載量を意味する言葉であり、したがって、税務を通過する商人から徴収された力勝銭も、もともとは商人が所持する商品に対してではなく、それを搭載する船や車に対して賦課されたものと考えられる。<sup>(25)</sup>商税を免除されていた日用品をも含む、あらゆる種類の商品の移動に伴って力勝銭が発生することになったのは、このように、その課税対象が本来的には商品それ自体と無関係だったことも影響しているのである。

力勝銭の収入を課額に組み込む税務があったことは、『東坡先生全集』卷三五、奏議、繳進免五穀力勝税錢議筭



子に、

大意若曰祖宗舊法、本不収五穀力勝稅錢、近乃著令許依例收稅、是致商賈無利、有無不通、豐年則穀賤傷農、凶年則遂成饑饉。宜令今後不問有無舊例、並不得収五穀力勝稅錢、仍於課(額)内除豁此一項。

とあり、穀物に対する力勝錢の免税を徹底すべきことを説いた上奏中において蘇軾が、課額のなかから力勝錢の項目を除くよう要請していることによって伺われる。彼はまた、同書卷三七、奏議、再論閉糶狀に、

檢會元祐編敕、諸興販斛斗及以柴炭草木博(糶)糧食者、並免納力勝稅錢。注云、舊收稅處依舊例。即災傷地分、雖有舊例、亦免。本司看詳、本路見今災傷、正合施行上條、已牒諸州施行、仍散榜轄下城郭鄉村外、深慮逐處稅務自來収米斛力勝處、指爲課額。……特賜指揮、轉運司將來年終比較日、除米斛力勝一項稅額權免、比較科罰、候將來豐熟日依舊。

とあるように、災害に遭遇した地方の米穀の力勝錢は免除される決まりであるとして、従来それを徴収してきた稅務に対しては、課額から「米斛力勝一項の稅額」を除く措置を講ずるよう主張している。

力勝錢は、およそ販売を目的とした物品の移動全般に対して課されたが、穀物および穀物と交換するための柴炭草木を輸送する船・車だけはその対象の範囲外に置かれていた<sup>(26)</sup>。しかしながらこの規定も、先の蘇軾の上奏からも伺われるように、「旧例」によって穀物の力勝錢を徴収してきた稅務に対しては適用されなかった。稅務における旧例の有無に関わりなく穀物への力勝錢課稅が一律に禁止されるのは、その地方が災害に見舞われた場合に限られていたのである<sup>(27)</sup>。旧例が存在するという理由で穀物への力勝錢の課稅を許された稅務とは、「逐処の稅務の自來米斛の力勝を収むるは、指して課額と爲す」との語句より見れば、多くは力勝錢を課額に算入することが慣例となっていた稅務ではないだろうか。

商稅統計の數値は、原則的には各稅務の過稅・住稅の課額を示している。そのため、そこに反映されているの

は、過税・住税の対象とされた布帛・什器・香菓・茶・塩といった商品の流通額であると考えられる。しかし、力勝銭を商税の一種と見なして課額に繰り入れていた一部の税務の場合、その数値にはそうした物品の流通に加え、過税・住税の対象外とされた日用品的な物品の流通もまた影響していると思われる。さらに、力勝銭を課額に計上した税務も、その力勝銭を穀物に課していた所とそうでない所とに分かれていた。結局、「然れども定制無く、其の名物は各おの地の宜しきに隨いて一ならず」（『宋史』卷一八六、食貨下八、商税）とあることから伺われるように、商税統計がどういった種類の商品の流通を反映しているのかは、地方によってかなり差があると見た方がよい。本稿ではひとまず、税務の数値は過税・住税の課額であり、そこに映し出されているのはそれら正規の商税の対象となった、どちらかといえば非日用品的な商品の流通であると見なして考察を進めるが、その結果を見る際には、右に述べたような地方差が存在することを念頭に置いておく必要がある。

## 2 戸口統計について

『九域志』には主戸および客戸の数が州ごとに記載されている。本稿では、それら主戸数と客戸数を合算した数値をもってその州の人口数の指標としたい。

ところで、言うまでもないことではあるが、『九域志』に記載された各州の戸数を、当時の実数あるいはそれに近い値と見ることはできない。前近代の人口統計には一般に脱漏が多く、『九域志』の戸数も実数をかなり下回っている可能性が高いと考えられる。柳田節子氏は、『九域志』や『嘉泰会稽志』に記載されているいくつかの州県の戸数が、同時期の臣僚の上言から推測される戸数と比べたとき、半分程度にしかならないことを指摘している。<sup>(28)</sup>ただ、『九域志』の統計がこのように不確かなものであるとしても、本稿にとってまったく役に立たないというわけではない。本稿でこれから行おうとしている分析は、商税徴収額の地域的な分布と人口数のそれとを比較し、人

口数に比して商税徴収額の多い地域・少ない地域を明らかにしようとするものであるから、各州の戸数の絶対的な値はかならずしも必要とはならないのである。分析の目的は、各州の戸数の相対的な多寡を明らかにすれば一応達することができる。そして、右に述べたような不完全な官製統計も、空想の産物ではなくそれなりの調査に基づいて作成されたものである以上、各州の戸数の相対的な多少を判断する際の目安として利用することは許されるであろう。

このほか、宋代の戸口統計を見る上で考えておかなくてはならない問題に、「詭名寄産」の流行がある。すなわち、宋代には複数の戸を一户に統合したり、逆にひとつの戸をいくつかの戸に分割したりといった手口を伴う資産隠し、いわゆる「詭名寄産」が盛んに行われたことが知られているが、このような行為は統計上の戸数にどのような影響を及ぼしたのであるか。

詭名寄産には詭名挟佃と詭名挟戸（詭名析戸）の二通りの手口があり、戸口統計に与える影響もそれぞれ異なっていた。

詭名挟佃とは、免税特権をもつ官戸形勢戸に自己の田地を寄託し、その名義を官戸形勢戸のものに書き替えておく行為をいう。このとき田地を寄託した農民は、表向き寄託先の官戸形勢戸の佃戸となったかのように称するが、実際には自己の田として寄託した地を従来通り耕作し続けた。このようにして彼らは無産の戸のごとく装い、税や役を逃れたのである。<sup>(29)</sup>

この詭名挟佃の戸口統計に対する影響を考えると、まず、田地を所有し本来ならば主戸として登録されるはずの農民が官戸形勢戸の名義の下に隠れてしまうため、主戸の数が減少するということが挙げられる。しかしながらその一方で、彼らの多くが表向き官戸形勢戸の佃戸となることにより、客戸の数が増加することもまた予想される。結局、詭名挟佃は戸口統計に対して、主戸数の減少と客戸数の増加という二種類の効果をもたらすの

である。そのため、主客戸を合わせた総戸数だけに着目すれば、右の二つの効果が互いに相殺しあうことから、その信頼性は大きく損なわれることはなかったと見ることができる。

以上のような詭名挟戸に対し、詭名挟戸は逆に一戸が所有する田地を分散して多数の戸の名義に変え、そうすることで田地の多寡を基準として課される各種の税や役を忌避する行為をいう。この詭名挟戸においては、田地の寄託先として架空の戸が立てられることが多かったが、それと同時に実在する客戸の名義を利用することもまた行われた<sup>(30)</sup>。

このような詭名挟戸が流行すると、戸口統計上は主戸の数が増加することとなる。このときの増加分は、一部は本来客戸に数えられるべき戸が主戸として登録されたものであったが、大半は主戸としても客戸としても実在しないまま多くの架空の戸であった。つまり、詭名挟戸は、主戸の数のみならず主戸と客戸を通計した数についても現実を水増しした値をもたらしことになるのである。このことから、詭名挟戸が戸口統計の信頼性に与える影響は、詭名挟戸のそれと比べてより深刻なものがあると言わなくてはならないだろう。

さて、以上に見てきたような詭名寄産であるが、結論から言って『九域志』戸口統計に与えたその影響は、さほど大きくはなかったと思われる。それは、『九域志』が成立した北宋においては、資産隠しの手段として詭名挟戸よりもむしろ詭名挟戸が多く用いられたと見られるためである。北宋においても詭名挟戸はなかったわけではないが、それが盛んに行われるようになるのは、北宋末に官戸の限田免役法が実施され、その免役特権が制限されてから後のことであつた<sup>(31)</sup>。先述したように、詭名挟戸が戸口統計の信頼性に及ぼす影響については、主客戸数を合算した数値を用いる限り、それほど懸念する必要はないと考えられる。

また、当時かりに詭名挟戸が流行していたとしても、これを行う上等戸が戸数全体に対してごくわずかであつたことに鑑みれば、そのことが戸数の大幅な水増しにつながつたとは考えにくい<sup>(32)</sup>。宋代には、主戸総数のかなり

の部分に四等戸・五等戸のいわゆる下等戸が占めていたと言われ、史料からうかがわれるその比率は、低い例でも三分の二程度、多くの場合には十分の九もしくはそれ以上であったとされる。<sup>(33)</sup>

『九域志』から得られた各州の戸数は、当時の実数を示しているとは考えられないが、その相対的な大小を知ろうとする際の指標とすることは可能である。また、戸口統計に影響を及ぼす宋代に特有な問題として詭名寄産の流行があるが、この点については、主客戸数を通計した値を用いる限り、『九域志』においてはさほど神経質になる必要はないと思われる。

### 3 主客戸数と商税額

本稿において、商税額と対比させるデータとして戸数を取り上げるのは、戸数が商税額を左右する要素のひとつとなっている、すなわち人口数が多いほど商業取引も活発化するはずであるとの予測に基づいている。しかし、このような予測は商品経済が十分に発達した現代からの発想であり、そうした見方が前近代である宋代においても成り立ちうるか否かについては一定の考慮を払うであろう。もちろん、当時であっても都市住民や地主層といった人々は商品経済の網の目に密接に組み込まれていた。しかし、そのような集団は社会全体から見ればごく少数に過ぎなかったのであり、ここで問題となるのはむしろそれら以外の人々、とりわけ人口の大半を占めていた下等戸層や佃戸層である。彼らの存在は、商税額の多寡にとって果たして意味を有していたのであろうか。

このことについて筆者は、地域差は当然存在したであろうが、商品の売買は、北宋時代にはすでに大多数の小農層にとって特別な行為ではなくなっていたであろうと考える。斯波義信氏は、宋代における一般民衆の消費水準を考察した研究において、当時の農家の家計の分析を試みているが、それによると、それほど裕福でない農民の間でも、自らの生産物を売却し、日用品や祭具などの物品を入手するといった行動は珍しいものではなかつた<sup>(34)</sup>

ことがうかがわれる。

たとえば、南宋初期、湖州安吉県の比較的小規模な養蚕農家では、一年に三十一匹の小絹を生産し、それを食料その他の物品と交換していた<sup>(35)</sup>。また方回の『古今攷』には、宋末元初における秀州魏塘鎮近在の佃戸の平均的な家計を述べて、彼らは年間十二石程度の余剰米——全収穫量から地代および自家消費分を差し引いた額——を手にすることができ、それを三升から一斗の間で少しずつ持ち出しては香燭・紙馬・油塩・醬醃・漿粉・麩麵・椒薑・菓餌などの品と取り換えていたとある<sup>(36)</sup>。北方の例としては沈括の『夢溪筆談』に、北宋の元豊年間頃、潁昌府陽翟県の郟城から三十里あまりの所に住んでいた通称杜五郎の逸話があり、それによって、この地の貧しい農民に菓売りや占い、傭耕といった副業によって家計を補う者が少なくなかったこと、彼らは時折郟城に出かけ、塩・酢等の生活必需品を購入していたことなどを知ることができる<sup>(37)</sup>。

こうした例を見る限り、宋代の一般的な農家では、主食以外の生活必需品は外部からの購入によることが多く、そのための支出の家計に対する割合も、決して小さなものではなかったように思われる。斯波氏によれば、当時の農村家計の総支出のうち、主食消費の占める割合は三〇〜四〇パーセントであったが、被服費や副食雑費の支出がそれと同程度におよぶ場合も珍しくなかったようである<sup>(38)</sup>。

むろん地域差は大きかったと考えられ、宋代の農村が一樣に商品経済の発達した環境にあったと言うことはできない。右に挙げた魏塘鎮周辺の佃戸などは、かなり頻繁に市に足を運んでいたと見られるが、こうした存在は当時としてはむしろ特殊であったと考えられる。北宋の人張方平の『樂全集』巻二十五、論免役錢筭子に、

窮郷荒野下戸細民、冬至節臘、荷薪芻入城市、往來數十里、得五七十錢、買葱茹塩醃、老稚以爲甘美、平日何嘗識一錢。

とあり、新法期頃のこととして、下層農民にとって城市に出向いて売り買いを行うということは、冬至のような

特別な日に限定された行為であったとする主張が見える。ただし、ここで述べられている状況は、農民に免役錢を納めさせることを非難するこの文章全体の論旨から見て、極端な事例に属すると思われる。『茅亭客話』巻四、劉長官には、県主簿として後蜀に仕え、後蜀滅亡後には蜀州青城県の山中で果樹や野菜を栽培しながら隱遁生活を送っていた劉長官なる人物の話が見えるが、それによると、彼は一月に二、三度山を下りて県城に至り、葉を売って米麵塩酪等の物資を買い入れていたという。農民と市場との関わりが、平均的にはどの程度の水準にあつたかを判断することは難しいが、こうした例から察するに、それは一月十日に一回くらいの割合で市へとおもむくといったほどのものではなかったかと思われる。

たとえ小農といえども、日々の生活を営んでいく上で商品経済と無関係ではいられなくなっていたということは、時人にとっても一般的な認識となっていたようである。李觀の『盱江集』巻十六、富国策第六には、

蓋農不常糶、有时而糶也。末不常糶、有时而糶也。以一歲之中論之、大抵斂時多賤、而種時多貴矣。夫農勞作劇於病也、愛其穀甚於生也。不得已而糶者、則有由焉、小則具服器、大則營昏喪、公有賦役之令、私有稱貸之責、故一穀始熟、腰鎌未解而日輸於市焉、糶者既多、其価不得不賤、賤則賈人乘勢而罔之、輕其幣而大其量、不然則不售矣。故曰斂時多賤、賤則傷農、而利末也。

とあり、農民は、秋の収穫が終わるや否やすぐさま穀物を売りに市に走るが、それは租税の納入や負債の返済と並んで、衣服日用品の調達、婚礼・葬儀の挙行等の理由によるものであると述べている。「私有稱貸之責」とあるところから、ここに描かれた農民は、地主層からの錢穀借り入れに経営を依存していた小農であると考えられる。李觀の叙述は定型的で具体性に乏しいが、定型的であるということは、生活のために必要な錢を得ようと汲々とするそうした姿が、当時の小農民に広く見られるものであったことを却って示しているのではないだろうか。

宋代において、農村への商品経済の浸透の度合いは、地域によって大きな開きがあった。しかし、『樂全集』に

において、商品経済から最も縁遠い存在として描かれている下戸細民ですら、それと完全に没交渉ではないとされていることに鑑みれば、一般の農民にとって生産物の販売や生活必需品の購入は、当時すでに欠くべからざる行為となっていたと考えられる。すなわち、統計上の戸数の大半を占める小農層の存在は、商品流通の多寡によって意味を有していたのであり、したがって戸数と商税額との間に相関関係を想定することにも問題はないと言えることができる。

## 二 商税統計の分析およびその結果

本節では、統計史料の分析に用いる方法の説明と、そこから導き出された結果の解釈を行う。

### 1 商税統計の分析方法および凡例

分析は、まず商税額と戸数との関係を示すグラフ（散布図）を作成することから始める。図1は、横軸に主客戸数を、縦軸に商税額をとった座標平面上に、熙寧十年の時点に存在していた府・州・軍・監をプロットしたものである。ただし、今回考察の対象としなかった四川・広南の州軍は、ここには描かれていない。

グラフに四川を含めなかったのは、この地域が鉄錢通用区域であり、商税統計の数値も鉄錢によって示されているためである。銅錢と鉄錢は等価ではないので、銅錢建ての数値と鉄錢建ての数値を同列に扱うことはできない<sup>(39)</sup>。鉄錢で表示された四川各州の商税額は、銅錢に対する鉄錢の比価が低いことから、銅錢で表示された内地の商税額と比べて巨大なものとなっている<sup>(40)</sup>。

広南の各州は、広州など一部の州を除けば戸数・商税額とも非常に少なく、他の地域と比べると明らかに開発途上の段階にあると見られることを考慮して、今回はひとまず措くこととした。



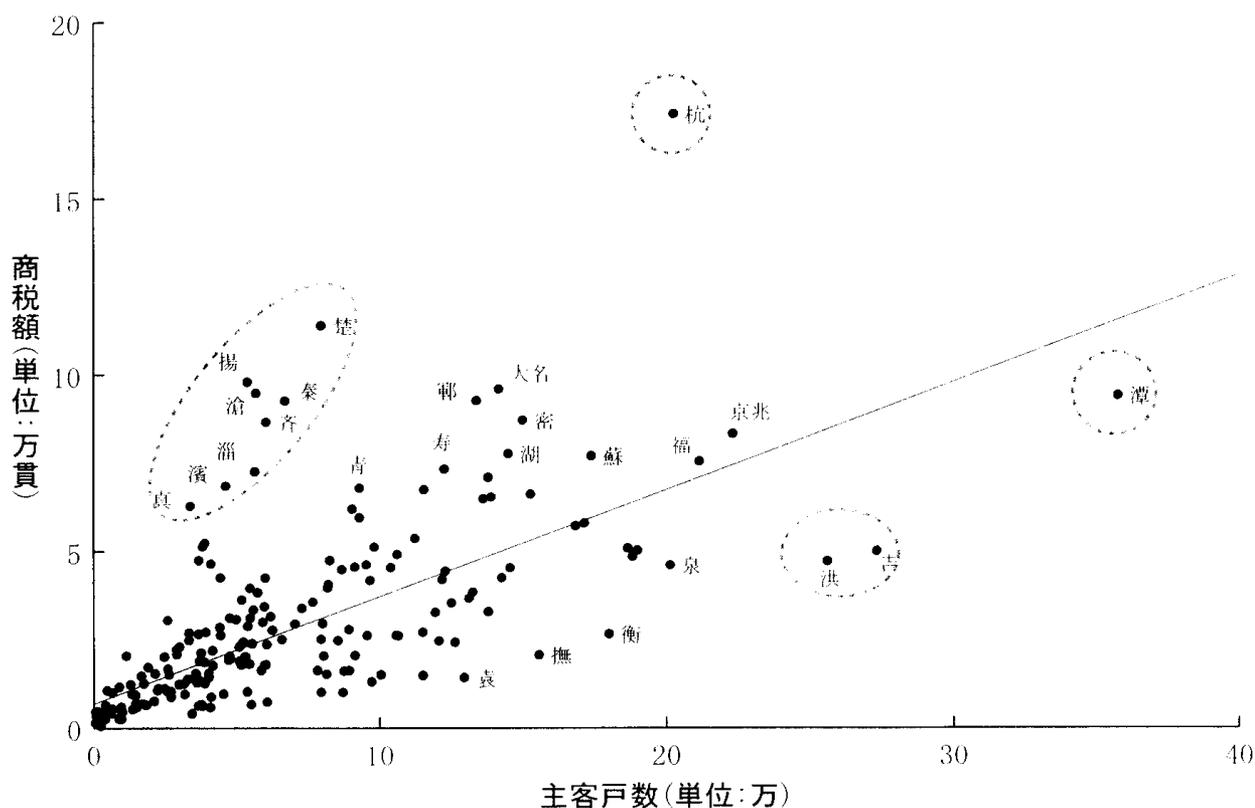


図1 主客戸数と商税額（北宋熙寧～元豊頃）

このほか、秦鳳路の熙州・河州、河東路の潞州・豊州、荆湖北路の沅州のデータもグラフには含まれていない。それは、これらの州の商税額が商税統計に記載されていないか、あるいは記載されていても、その数値がその州における商品流通量をどの程度反映しているかについて疑問が残るためである。商税統計において、河州は「無定額」とされており、豊州は「豊州」という項目それ自体が立てられていない。また、熙州の商税歳額三千六百貫は、他州の一文単位に至るまでの数値と比べると切りがよすぎる点から見て、徴収実績をもとに決定された額であるとは考えにくい。<sup>(4)</sup> 潞州・沅州については、戸数に対する商税額があまりにも少なく、両者の対応関係が他の州と大きく傾向を異にしているため、そのデータは採らなかつた。これらの州の商税額が極端に少ない理由は不明であるが、いづれにしてもその額が現実の商品流通量に対応したものである可能性は低いと思われる。以上に挙げた五つの州以外に、開封府もまた図1のグラフ上には表示されていないが、これは、そのデータを用いなかつた

めではなく、開封府の商税額が他の州軍に比してあまりにも大きく、グラフに収まりきれないためである。

グラフ作成に用いた熙寧十年の各州の商税額は、『宋会要』食貨十五、十六、商税雜録に記載された全国の税務の税額を、州単位で集計することによって算出した。この商税統計はまた一九八八年に出版された『宋会要輯稿補編』（全国図書館文献縮微複製中心、以下、『補編』と略記）四九八頁、五一八頁にも収められており、『宋会要』の欠落部分および判読しにくい部分はこれによって補うことができる。『宋会要』と『補編』との間で数値に異同がある場合には、原則として『宋会要』のものに従った。ただし、京西南路の襄州在城税務に限り、『宋会要』の税額（五万五千四百六十七貫四百七十三文）ではなく『補編』の税額（三万五千四百六十七貫四百七十三文）を採用した。江南西路の撫州宜黄県の税額は、『宋会要』『補編』とも「原缺 一貫六百六十四文」とあって数値の先頭部分が欠けていることから、『弘治撫州府志』卷十二、權課、宋、商税の項に見える同県の税額八百五十九貫三百一十九文によって仮に置き換えた。また、淮南東路の海州懷仁県の税額は『宋会要』『補編』のいずれにおいても「三十一貫五百一文」とされているが、意をもって「三千一貫五百一文」に改めた。<sup>(42)</sup>

グラフ横軸の各州の戸数は、先に述べたように、『九域志』に記された州ごとの主戸数・客戸数を足し合わせて得たものである。『九域志』のテキストとしては、中華書局より刊行された点校本を利用した。<sup>(43)</sup>ところで、宋代には州軍の統廃合や復活・新設、属県の変更がしばしば行われており、『九域志』における行政区画も商税統計のそれとは若干相違している。そのため、両者の整合性を保ち熙寧十年における各州の戸数にできるだけ近い数値が得られるよう、以下の三ヶ所について『九域志』の戸数データに操作を加えた。①開封府 開封府の戸数として本稿で採用したのは、『九域志』にある開封府・鄭州・滑州の戸数を合算した数値（二十八万九千九百五十七）である。これは、鄭州が熙寧五年（一〇七二）から元豊八年（一〇八五）まで、滑州が熙寧五年から元豊四年（一〇八一）まで開封府に編入されていたことに基づく処置である。②平定軍・威勝軍 河東路の遼州は、熙寧七年

(二〇七四)に一旦廃止され、このとき四つの属県のうち三つは平定軍に、一つは威勝軍に配されたが、元豊八年には旧領域を復する形で再び設置された。『九域志』が記録するのはこの元豊八年以後の状態である。『九域志』には県単位での戸数データが存在しないことから、ひとまず州内の各県には戸数が均等に分布していると仮定し、熙寧七年の属県の配分比率に従って遼州の主客戸数(七千三百四)を按分し、その四分の三(五千四百七十七)を平定軍の戸数に、四分の一(千八百二十六)を威勝軍の戸数に加えた。③鄧州・唐州 京西南路の唐州方城県は、慶曆四年(一〇四四)から元豊元年(一〇七八)まで方城鎮として鄧州南陽県に属していた。そのため、②と同様の考え方によって方城県の戸数を唐州全体(三万三千二)の約五分の一(六千六百、五は唐州の属県数)と推算し、その数を唐州の戸数から差し引いた上で鄧州の戸数(三万四千四百七十五)に加えている。このほかの戸数データの操作について述べると、京東東路の齊州は、『九域志』において主戸数・客戸数とも欠落しているため、推定値(六万四百十三)をもってこれらに代えた<sup>(44)</sup>。

さて、図1のグラフからは、全体として戸数が大きくなるほど商税額も大きくなるという傾向が見て取れる。図1においてデータ群を貫くよう引かれた直線は、この傾向を一般化し、戸数と商税額の標準的な関係を表したものである。この直線は統計学に言うところの回帰直線で、最小二乗法を用いて算出した。ただし、最小二乗法は外れ値(他の大部分のデータとは著しく傾向を異にしたデータ)の影響を強く受けるため、図1の回帰直線を求める計算でも外れ値と見られるデータは除外している。すなわち、荆湖南路の潭州、江南西路の洪州・吉州、黄河下流域の滄州・濱州・齊州・淄州、長江下流域の楚州・揚州・真州、秦鳳路の秦州、両浙路の杭州、それにグラフにはない開封府の計十三府州である。グラフでは点線で囲んでこれらの州を示している。

回帰直線は、一州の商税額について、戸数より見たその平均的な水準を示していると考えられる。したがって、この線より上にある州は戸数に対する商税額が平均より多い州、逆にこの線より下にある州は戸数に対する商税

額が平均より少ない州ということになる。このような戸数との比較でみた各州の商税額の大小は、「回帰残差」によって表すことができる。回帰残差とは、回帰直線によって与えられる理論値と、データの実際値との差のことであり、その値はデータから回帰直線に向かって引いた鉛直線の長さに相当する。回帰残差は、回帰直線の上方にあるデータの場合には正の記号、下方にあるデータの場合には負の記号が付される。そのため、回帰残差によってその州の商税額の相対的な多寡を判断する際には、回帰残差の絶対値だけでなく、それが正負いずれの記号を持つかという点にも注意を払わなくてはならない。

各州の回帰残差は、戸数に比して商税額の大きい州・小さい州が地理的にどのように配列しているのかを一目で把握できるよう、記号に置きかえて地図上に配置する。図2の地図がそれである。ここでは回帰残差を円によって示しており、円の面積は回帰残差の絶対値に比例させている。本稿における考察は、この地図を中心として進められることとなる。

## 2 分析結果の解釈

図2の地図でまず目を引くのは、開封府における回帰残差、すなわち相対的な商税額の圧倒的な巨大さである。その額（四十六万四千二百二十二貫）は、第二位の杭州（十万五千五百七十三貫）や第三位の楚州（八万三千四十七貫）を大きく引き離している。こうした巨額の商税収入が開封府にもたらされた原因は、他の地域にはない制度上の事情によるとも考えられるが、やはり第一には、消費地・集散地としてこの地が全国の商業流通の一大中心となっていた点に求められるべきであろう。

また、開封府の周辺には戸数のわりに商税額の大きな州が比較的多く、それらは開封府から河北路・京東路・京西路へと放射状に連なっている。このことは、これらの州の開封府の後背地としての地位を表していると考え

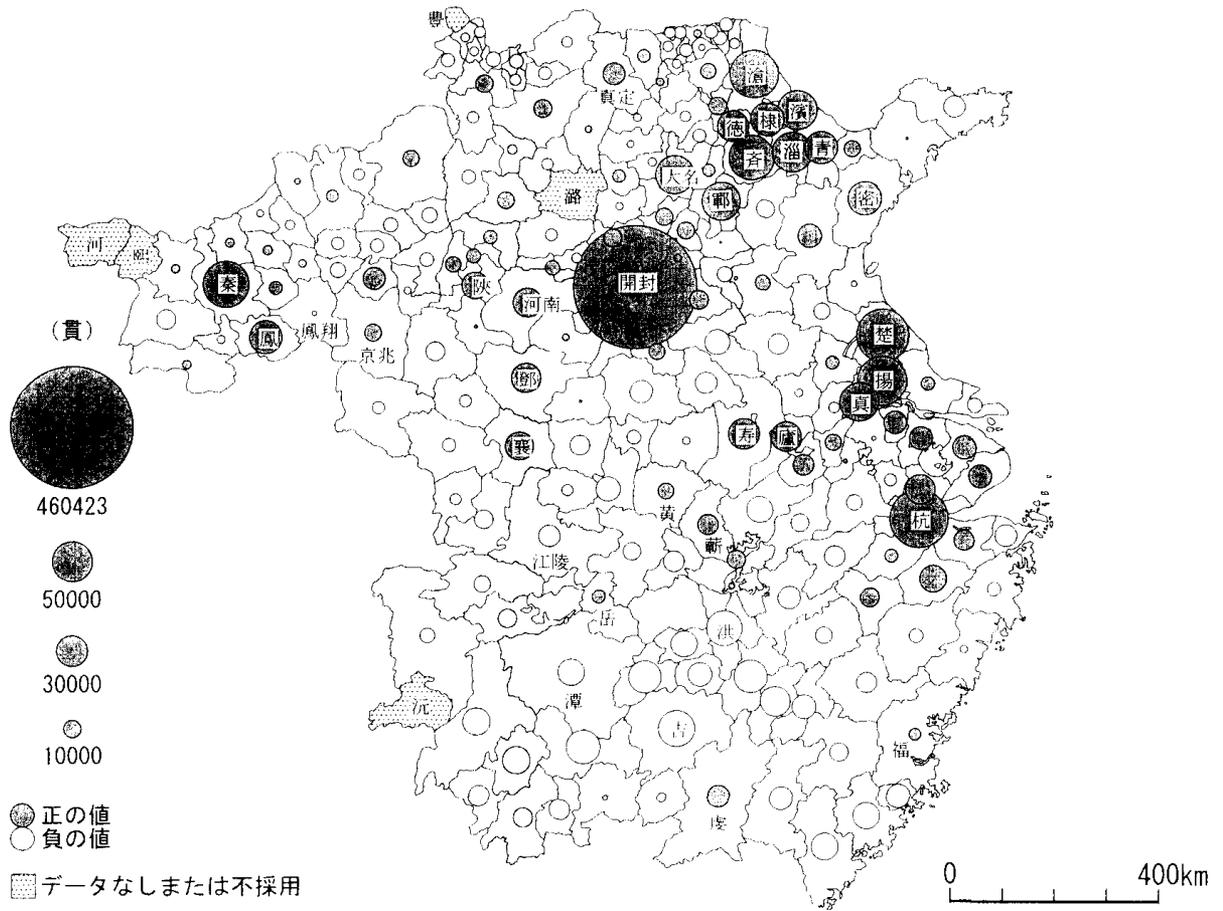


図2 回帰残差（戸数との比較からみた商税額：北宋熙寧～元豊頃）

られる<sup>(46)</sup>。開封府とその周辺地域におけるこのよ  
うな商税額の分布傾向は、北宋の遠隔地商業が  
首都を中心として展開したとする従来からの指  
摘を裏付けるものである。

しかしながら、きわだって大きな回帰残差を  
有する地域の周辺に、それよりやや劣るもの  
の、相応の回帰残差を有する地域が存在する  
という構造は、開封府とその近辺だけに見られ  
るわけではない。開封府の場合と比較すると規模  
は小さくなるが、そうした構造は、両浙路の杭  
州や秦鳳路の秦州を中心とした地域などにおい  
ても観察される。また、黄河下流域の諸州や京  
西路の河南府は、開封府を核とした中心—周辺  
構造の周辺部分を構成していると同時に、自ら  
を中心とする独自の中心—周辺構造を形成して  
いるようでもある。開封府とその周辺地域との  
関係に類似したこの同心円状の構造が、地方に  
おいても存在しているという事実は、何を意味  
しているのだろうか。

そのことを考察するにあたり、まず、そもそも相対的な商税額が多いということはどのように理解すべきかということを考えてみたい。

商税を構成するのは過税と住税であるが、先述したように、過税が課されるのは商品が州内に持ち込まれる場合、または州外へ持ち出される場合であり、住税が課されるのは市場で商品が売却される場合である。このような商税の課税法から見れば、ある州の商税額を左右するのは、①その州の内部で生産され消費される商品の量、②その州から他の州への移出品の量、③他の州からその州への移入品の量、④その州を通過する商品の量という四種類の商品流通量であると言える。

さて、ある州の商税額を決定するこれら四つの要素を、戸数との関係の強弱によって分類すると、戸数ともっとも強く関連するのが①、それに次ぐのが②③、戸数とはほとんど無関係なのが④ということになる。これは、換言すれば、ある州の商税収入のうち、州外との物流によって発生する部分は、戸数の多少とは無関係に決まる傾向にあるということである。図2の地図に示された回帰残差とは、各州の商税額からその州の戸数と連動する部分を差し引いたときのその差、つまり各州の商税額中の戸数と無関係な部分を表していると考えられるので、回帰残差の大きな州というのは、そうした戸数と無関係に生じる商税収入の多い州、すなわち他州との間での商品移動が盛んな州である可能性が高い。だとすると、このような州を中心とした回帰残差の同心円状の配列は、その州を流通上の結節点とする一まとまりの市場圏の存在を示唆していると考えられる。

もちろん、ある州の回帰残差が大きいからといって、そのことが直ちにその州の外部との物的交流が活発であったという事実を示すことになるわけではない。商税額の大小は、純粹に商品流通量の多寡だけによって決定されるわけではなく、前節で見たような制度的な事情からも影響を受けるためである。また、商品経済の発展水準の地域差という問題も存在する。すなわち、ある州が周囲と比較して大きな回帰残差を有しているのは、その

州における商品経済が周辺諸州と比べて発展しており、その結果として州内での生産・消費が活発化したためであるかもしれないのである。その州の商税額に対し、外部との商品流通がどの程度影響を与えているかを、回帰残差の大小のみによって判定することには不確実性が伴う。

とはいえ、回帰残差の分布の解釈を困難にするこれらの条件も、地理的に近接する州の間で見れば、極端に異なるという場合は少ないと思われる。たとえば、商品経済の発達の水準も、両浙路の州と荆湖南路の州とで比較すれば、その差は相当なものになるであろうが、両浙一路内の州同士で比較すれば、それは小さくなることが予測される。制度的な条件についても同様であろう。それゆえ、地理的に近接した一群の州を対象として回帰残差の分布を検討する場合には、こうした条件についてそれほど過敏になる必要はないであろう。

ここで、回帰残差の大きな州は州外との物流が盛んな州であるという右の想定が妥当なものかどうかを、商税統計のデータに即して検討してみよう。

他州との物流が活発な州は、そうでない州と比べると、商税額に占める過税の割合が大きくなることが予想される。したがって、右の想定 of 妥当性を確かめるためには、回帰残差の大きな州の過税収入が、回帰残差の小さな州のそれよりも多くなっているかどうかを確かめればよいということになる。しかし、商税統計は各州の商税額の内訳を示していないため、このことを直接的に確認することはできない。そこで、各州の過税額を推測する方法として、ここでは一州内の各税務に商税額がどのように分布しているかという点に着目した。

すでに述べたように、北宋においては過税の徴収は一州で一度に制限されており、その収入は州内において、州治税務をはじめとする少数の税務に集中する傾向にあった。だとすれば、過税収入が多額にのぼる州では、過税徴収を担当する一部の税務の商税額が他を圧して大きくなるはずである。

図3は、京東路各州の回帰残差を表す地図に、それぞれの州の内部で、商税額が各税務にどのように分布して

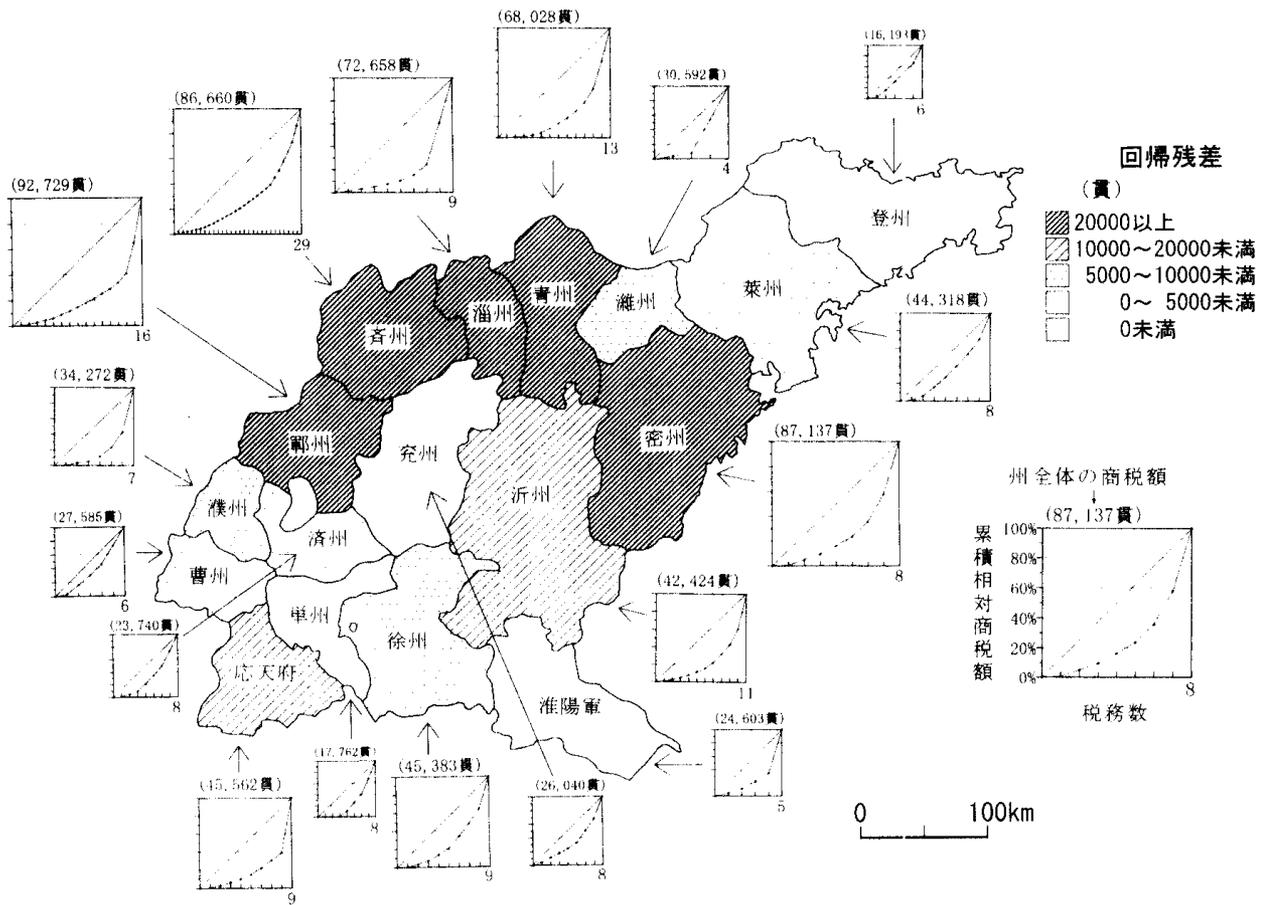


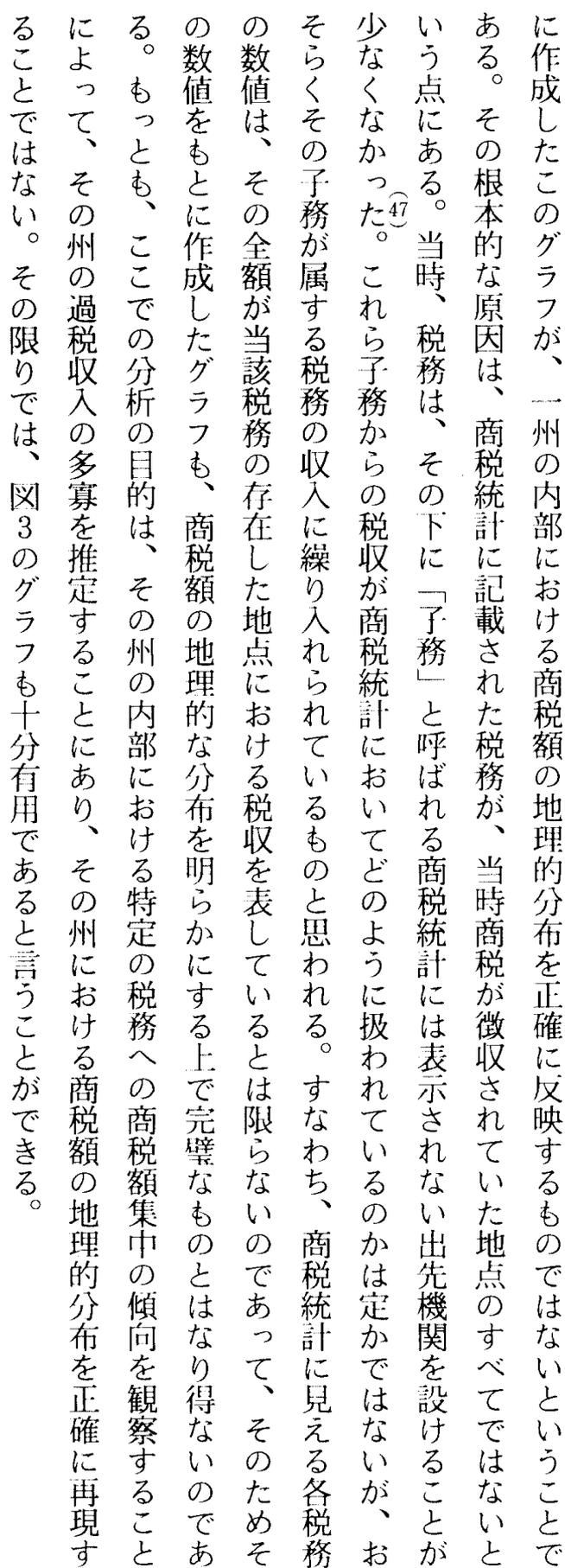
図3 一州内における商税額の分布と回帰残差（京東路：北宋熙寧～元豊頃）

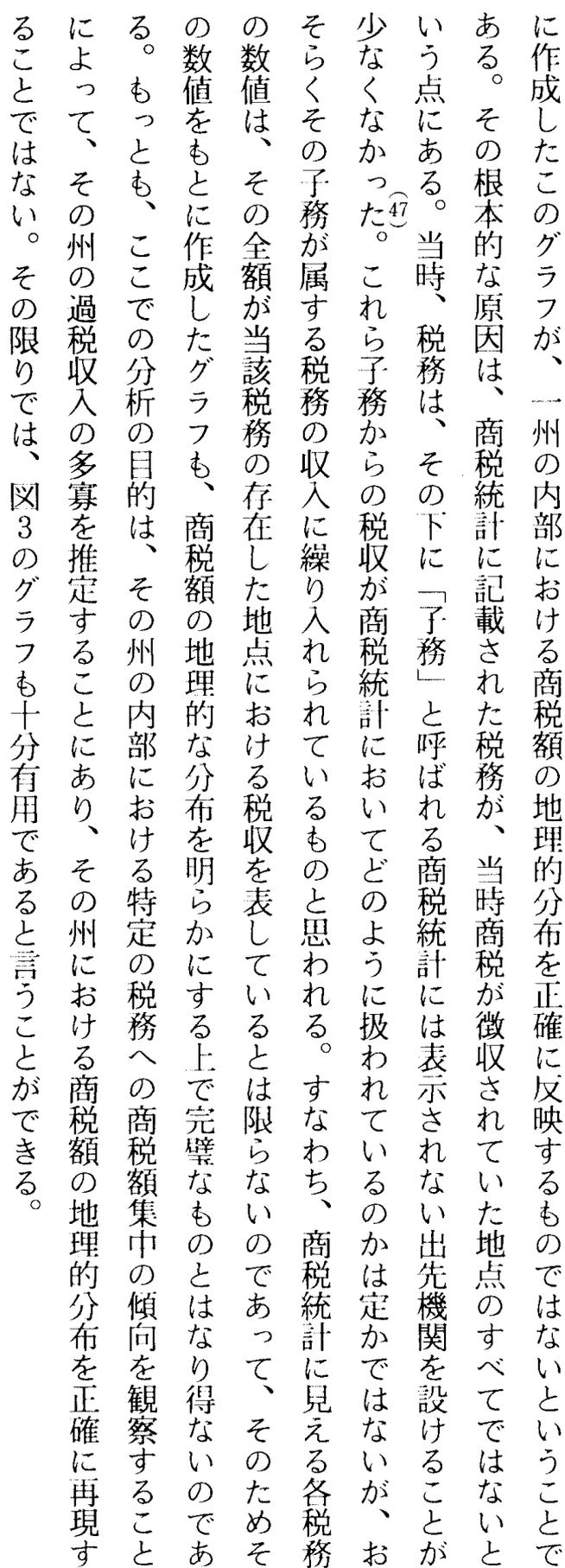
いるかを示したグラフを重ね合わせたものである。グラフの横軸にはその州の税務を、税額の低いものから高いものへという順番で、左から右に向かって等間隔に配置している。縦軸は商税額であるが、各税務の税額を低い方から順に積み上げていった累積値を表示している。その表現が相対値によっていることにも注意されたい。また、グラフ全体（ボックス）の面積はその州の商税額に比例させている。

このようなグラフにおいては、州内すべての税務に商税額が均等に分布している場合、累積相対税額を示す各点を結んだ線は、ボックスの対角線と一致する。反対に、分布が不均等な場合には、この線は対角線から分離し、その度合いは不均等さが増すほど大きくなる。ごく少数の税務に商税額が集中した状態では、グラフの各点を結ぶ折れ線は、アルファベットのJの字のような形を描くことになる。

注意しなくてはならないのは、商税統計をもと



に作成したこのグラフが、一州の内部における商税額の地理的分布を正確に反映するものではないということである。その根本的な原因は、商税統計に記載された税務が、当時商税が徴収されていた地点のすべてではないという点にある。当時、税務は、その下に「子務」と呼ばれる商税統計には表示されない出先機関を設けることが少なく<sup>(47)</sup>なかった。これら子務からの税収が商税統計においてどのように扱われているのかは定かではないが、おそらくその子務が属する税務の収入に繰り入れられているものと思われる。すなわち、商税統計に見える各税務の数値は、その全額が当該税務の存在した地点における税収を表しているとは限らないのであって、そのためその数値をもとに作成したグラフも、商税額の地理的な分布を明らかにする上で完璧なものとはなり得ないのである。もっとも、ここでの分析の目的は、その州の内部における特定の税務への商税額集中の傾向を観察することによって、その州の過税収入の多寡を推定することであり、その州における商税額の地理的分布を正確に再現することではない。その限りでは、のグラフも十分有用であると言うことができる。

州内の税務に対する商税額の分布のしかたを、によって回帰残差の大きい州と小さい州とで比較してみると、両者の間に画然とした差が見られるわけではないものの、やはりそこにはある程度傾向の違いが存在するようである。すなわち、各点を結ぶ線が対角線に接近し、州内の税務に商税額がほぼ均等に分布していることを示すグラフは、回帰残差の小さい州を中心として観察され、反対に、各点を結ぶ線が対角線から分離し、少数の税務に税額が集中していることを示すグラフは、回帰残差の大きい州を中心として観察される。前者の例としては登州・萊州・兗州・濟州・曹州・単州が、後者の例としては青州・淄州・鄆州が挙げられる。グラフの形状と回帰残差との組み合わせが、予想されるパターンとは逆転している州もないわけではないが（淮陽軍・濮州・齊州）、その数は多くはない。州内における商税額の分布状況と回帰残差との以上のような対応関係より見れば、回帰残差の大小は、基本的にはその州における他州との商品流通の多寡を反映しており、回帰残差の大きな州は、

州と州との間における流通の拠点であったと考えて問題はないであろう。

さて、図2において目立って大きな回帰残差を有する州は、その州を中心として展開する地域的な市場圏の存在を表していると思われるが、では、その範囲は具体的にはどの程度のものであったのであろうか。

この疑問を解く鍵となるのが、回帰残差の小さな州の分布である。それは、そのような回帰残差の小さい州、すなわち他州との物的交流が少ない州が、ここで問題となっている地域的市場圏において、その周縁部を構成していると考えられるためである。回帰残差の大小を地形の高低に置きかえ、回帰残差の大きな地域を山の頂と見なせば、地域的市場圏の境界は、それらには含まれた谷の部分に相当する。

図4は、各州の回帰残差を陰影によって表示し、そこに右ような考え方にしたがって推測した市場圏の境界を重ね合わせた地図である。太線は、『宋史』卷一八一〜一八三、食貨下三〜五、塩上・中・下および『長編』卷一〇九、天聖八年十月壬辰の条にもとづいて記入した仁宗朝以降の行塩地（産地別に決められた塩の販売地域区分）界である。この図において興味深いのは、回帰残差の分布から推定した地域的市場圏の境界と行塩地の境界とが、場所によってはかなりよく一致しているという点である。

このような一致が見られることは決して偶然ではなく、行塩地は塩の流通圏であると同時に、それ以外の物資の流通圏でもあったのである。当時、塩の流通を担っていた商人は、移動・販売の過程において、塩ばかりでなくそれ以外の商品をも取り扱う商人であった。呂陶の『浄徳集』卷三、奏為繳連先知彭州日三次論奏權買川茶不便并条述今來利害事状には、

一、未禁以前、陝西客旅、得解鹽并藥物等入川買茶、所過州縣、俱有一重稅錢、及至將茶出川、沿路又納過稅、以此稅課大段增羨。

とあり、解塩や香藥を携えて四川に入った陝西の客商が、帰り荷として茶を買い入れていたことを伝えている。<sup>(48)</sup>

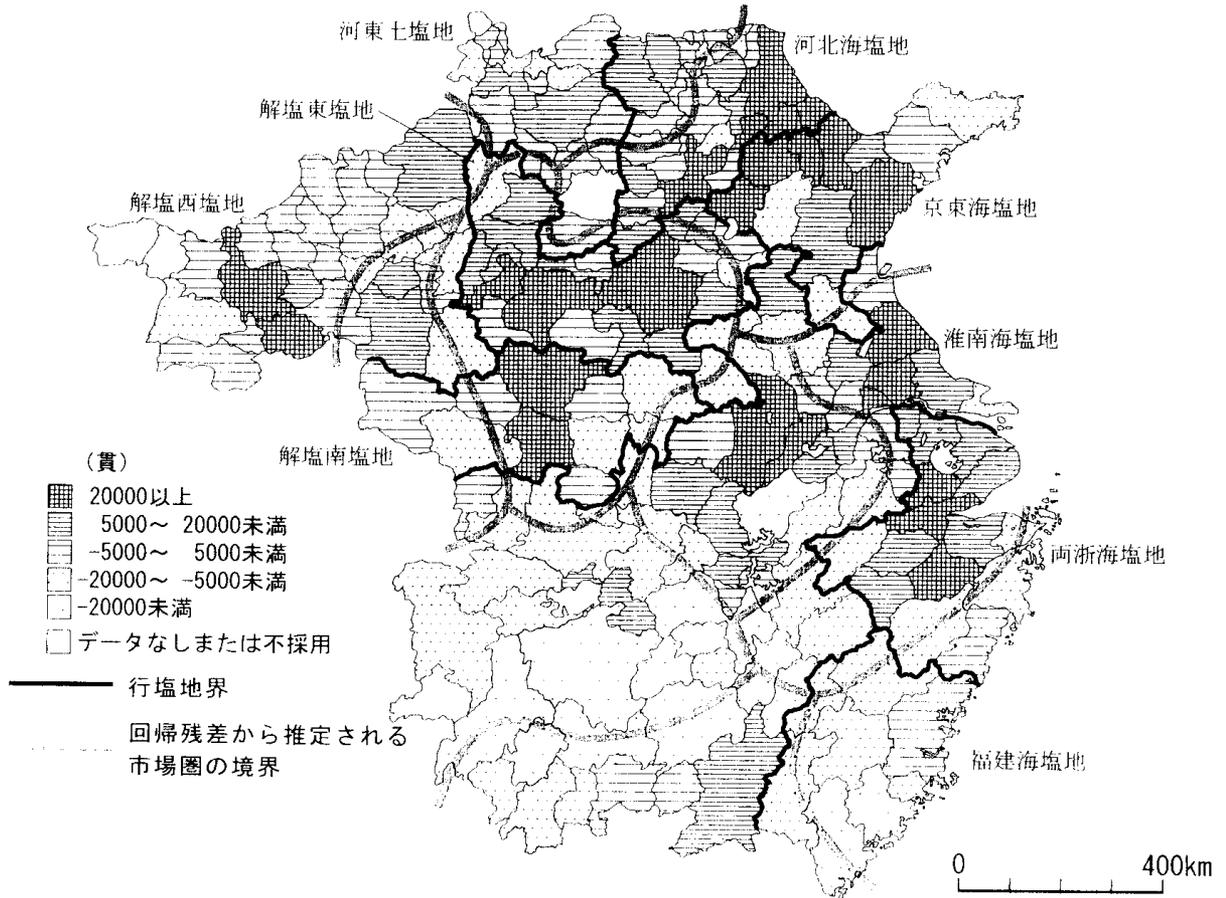


図4 回帰残差と行塩地（北宋熙寧～元豊頃）

つまりここでは、塩商は同時に香葉商や茶商でもあるのである。また、南宋の史料ではあるが、『兩朝綱目備要』卷一、湖北會子初行兩界には、

湖北會子者、隆興元年秋、總領王珪始創造、謂之直便會子、凡七百萬緡。乾道元年春、楊倬帥荆南、以爲不可通行于諸路、乞令戶部印五十萬緡兌換。……淳熙五年冬、又令戶部印給三百萬緡、而總領周嗣武言、自來鹽商、無回貨、率以會子市茶引而東。今會子通行、則茶引不售、軍食必闕。遂寢之。

とあって、湖北に至った塩商は帰り荷とすべきものがない場合、代わりに茶引を購入していたと述べている。この記述は、塩を売却した後、その収入で別の商品を仕入れるという行動が、当時の塩商の間に一般的なものであったことを示している。これら「塩商」は、実際には「塩をはじめとする様々な商品を取り扱う商人」といった存在であり、行塩地内の主要都市を本拠地としながら客商活動を行っていたのであろう。

妹尾達彦氏は唐代の行塩地について、大まかに自然地形に沿って設定されていると同時に、そうした行塩地の設定が域内の経済社会的な統合を強めた<sup>(49)</sup>と述べているが、その指摘は宋代においても当てはまるように思われる。すなわち、図4に見た宋代における地域的市場圏とは、塩商の多角的な商品取引を軸として唐代後半より発展してきた遠隔地間における商業流通が、行塩地という枠組みを与えられた結果より明確な形を取るに至ったものと見ることができであろう。北宋の行塩地の領域は、淮南海塩行塩区・四川井塩行塩区を除けばいずれも一〇二路程度であるが、開封府を中心とした全国的市場圏より一段下の階層に位置する地域的市場圏も、おおむねこれと等しいサイズであったと考えられる。

### おわりに

本稿は、宋代の遠隔地商業に見られる市場圏の階層構造を重視する立場から、『宋会要』所収の熙寧十年全国商税統計を分析し、北宋における地域的市場圏の広がりができる限り具体的に再現することを試みた。その結果、従来より指摘されてきた開封府を中心とする全国的市場圏のほか、行塩地とほぼ等しい一〇二路程度の領域を有する地域的市場圏の存在が推定された。

もちろん、市場圏とは、厳密に言えば商品の種類によって異なるものであり、したがって、その範囲を明確に区分するためには、具体的な商品に即した考察を行う必要がある<sup>(50)</sup>。そのような見方からすれば、本稿における分析はいささか大まかなものと言わなくてはならない。本稿は、北宋における地域的市場圏、およびそれら地域的市場圏と開封を中心とした全国的市場圏との間で構成される市場の階層構造についての基礎的考察である。本稿で述べたような商業流通をめぐる地域構造は、さらに叙述的史料によってその具体相が確認されなくてはならないが、それは今後の課題としたい。

## 註

- (1) 全漢昇「北宋汴梁的輸出入貿易」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』八一、一九三九)、斯波義信『宋代商業史研究』第三章「宋代における全国的市場の形成」(風間書房、一九六八)等参照。
- (2) 日野開三郎「北宋時代の塩鈔について 附・交引鋪」(『日野開三郎東洋史學論集』第六卷、三一書房、一九八三)、幸徹「宋代の南北經濟交流について」(『九州大学教養部歴史学・地理学年報』一〇、一九八六)、程民生『宋代地域經濟』(河南大学出版社、一九九二)、註(1)所引全氏論文等参照。
- (3) 拙稿「北宋時代における京師と江淮地域との間の商業流通について——専売手形の流通より見た——」(『九州大学東洋史論集』二八、二〇〇〇)参照。また、これまで宋代における長距離流通の典型的な事例であると見られていた北辺における入中(商人による軍糧納入)についても、実際にはそれは開封・江南の商人ではなく、現地の商人が中心となって行われたものであるとの指摘がなされている。西奥健志「北宋の西北辺における軍糧輸送と客商」(『鷹陵史学』二七、二〇〇一)参照。
- (4) Skinner, G. William "Marketing and Social Structure in Rural China" *The Journal of Asian Studies*, Vol. 24, No. 1, 2, 3, 1964-65 (邦訳 今井清一・中村哲夫・原田良雄『中国農村の市場・社会構造』法律文化社、一九七九)参照。
- (5) 金子泰晴「宋代流通史におけるネットワーク論の効用——市場・商人・情報——」(『宋代社会のネットワーク』宋代史研究会研究報告第六集、汲古書院、一九九八)にも指摘されているように、スキナー氏のこの理論を宋代史研究に応用することにもっとも積極的に取り組んできたのは斯波義信氏である。斯波氏は宋代における市鎮の叢生を、スキナー氏のいう「原基市場圏」「中間市場圏」「中心市場圏」が成立しつつある過程であると見る。斯波義信『宋代江南經濟史の研究』(汲古書院、一九八八)参照。また、同氏は最近発表された論考において、『宋会要輯稿』所収の全国商税統計からうかがわれる各市場圏の中心都市階層と、首都・路城・府州城・県城・鎮市という行政中心地の階層とを比較し、宋代における都市化の状況について考察を加えている。斯波義信「宋代の都市化を考える」(『東方学』一〇、二〇〇一)参照。
- (6) Skinner, G. William "Presidential Address: The Structure of Chinese History" *The Journal of Asian Studies*, Vol. 42, No. 2, 1985 漆侠『宋代經濟史』下巻、第二十六章「宋代商業、城鎮經濟和交通運輸的發展」(上海人民出版社、一九八八)参照。また、中国全上にわたる考察ではないが、Hartwell, Robert M. "Markets, Technology, and the Structure of Enterprise in the Development of the Eleventh Century Chinese Iron and Steel Industry" *The Journal of*

*Economic History*, Vol. 26, No. 1, 1966 は、北宋において、河北・河南省から江蘇省北部におよぶ一带に、開封府を軸として三つの鉄・鉄製品流通圏が成立していたと述べる。

(7) スキナー氏の「大地域」理論の詳細については、Skinner, G. William, ed. *The City in Late Imperial China*, Stanford University Press, 1977 (邦訳 今井清一『中国王朝末期の都市』晃洋書房、一九八九) 参照。

(8) Sands, Barbara and Ramon Myers "The Spatial Approach to Chinese History: A Test" *The Journal of Asian Studies*, Vol. 45, No. 4, 1986 参照。

(9) 加藤繁「宋代商税考」、『支那經濟史考証』下巻、東洋文庫、一九五三、一七七頁、一九一〜一九四頁、梅原郁「宋代商税制度補説」、『東洋史研究』一八一四、一九六〇、二七七頁等参照。

(10) 幸徹「北宋の過税制度」、『史淵』八三、一九六〇) 参照。

(11) 加藤繁「住税(商税の一種)に関する宋史食貨志の解説について(講)」、『史学雑誌』四七―六、一九三六、註(9) 所引 梅原氏論文八〇頁等参照。住税の解釈については、坐賈をはじめとする上着の者が商品売却した際に課せられる税であるとする見方もあるが、やはり住売に対する課税であると理解するのが妥当であるように思われる。曾我部静雄「宋代商税考」、『宋代政経史の研究』、吉川弘文館、一九七四) 参照。

(12) 註(9) 所引加藤氏論文一八八頁、同梅原氏論文一〇頁、註(1) 所引斯波氏著書第八章「宋代の力勝税——国家と商業の— 関係——」等参照。

(13) 註(9) 所引加藤氏論文一九六頁参照。

(14) 幸徹「北宋頭子銭の展開過程に就いて」、『東洋史学』二二、一九六〇、二二〜二三頁参照。

(15) 註(14) 所引幸氏論文参照。

(16) 註(12) 所引斯波氏論文五〇〇〜五〇七頁参照。

(17) たとえば『慶元条法事類』卷三六、庫務門一、商税、場務令に、  
諸賣買耕牛者、牙税印契及過税住税並免。  
諸商稅務、非官印田宅契書、不得輒印。

などの条文が見え、また『宋会要』職官二七―三五、大中祥符二年(一〇〇九)八月の条には、

詔、京城買賣牛驢・騾馬・駱駝、須當日商稅院上簿、限三日納稅印契、如不申官、准漏稅条抽罰とある。

- (18) 註(6) 所引漆侠氏著書第二十七章「宋代的商品及其流向。商稅的征收及其对社会經濟影響」九九四～九九六頁参照。
- (19) 郭正忠『南宋城鄉商品貨幣經濟考略』第三章「商稅統計与城鎮等第」(經濟管理出版社、一九九七)一三三頁参照。
- (20) 註(9) 所引梅原氏論文一九頁、註(19) 所引郭氏論文一三四頁参照。
- (21) 註(9) 所引加藤氏論文一八三～一八四頁参照。
- (22) 註(9) 所引梅原氏論文二三～二五頁、戴靜華「宋代商稅制度簡述」(『宋史研究論文集』、上海古籍出版社、一九八二)一八七頁参照。
- (23) 註(12) 所引斯波氏論文五一三～五一四頁参照。
- (24) 註(23) に同じ。
- (25) 註(9) 所引梅原氏論文一〇～一四頁、註(12) 所引斯波氏論文四九六～五〇七頁参照。ただし、梅原氏が力勝錢をあくまで船舶に対して課された税であると見るのに対し、斯波氏は後にそれは船舶そのものではなく船舶に搭載された物品への課税に転化したと主張する。
- (26) 註(23) に同じ。
- (27) 註(23) に同じ。
- (28) 柳田節子『宋元郷村制の研究』第二編「戸に関する各論」Ⅲ「宋代郷村の客戸について」(創文社、一九八六)二七八～二八〇頁参照。
- (29) 周藤吉之「宋代の詭名寄産と元代漢人の投献——佃戸制とも関連させて——」(『唐宋社会經濟史研究』東京大学出版会、一九六五)三九三～四一四頁参照。
- (30) 註(29) 所引周藤氏論文四一五～四三六頁参照。
- (31) 註(29) 所引周藤氏論文四〇一頁参照。
- (32) 青山定雄「隋唐宋代に於ける戸数の地域的考察(一)」(『歴史学研究』六一五、一九三六)五一～五三頁、Ho, Ping-ti "An Estimate of the Total Population of Sung-Chin China" *Etudes Song in Memoriam Etienne Balazs*, Ser. 1, Mouton

& Co., 1970, pp. 47-48 参照。

- (33) 註(28) 所引柳田氏著書第二編「戸に関する各論」I「宋代鄉村の下等戸について」一九二〜一九七頁参照。
- (34) 斯波義信「宋代の消費・生産水準試探」(『中国史学』一、一九九一) 参照。
- (35) 註(34) 所引斯波氏論文一五三〜一五四頁、陳勇『農書』卷下、種桑之法篇第一参照。
- (36) 註(34) 所引斯波氏論文一五四〜一五五頁、方回『古今攷』卷一八、附論班固計井田百畝歲入歲出参照。
- (37) 註(34) 所引斯波氏論文一六八頁、沈括『夢溪筆談』卷九、人事一参照。
- (38) 註(34) 所引斯波氏論文一六八頁参照。
- (39) 銅銭と鉄銭の比価については日野開三郎「北宋時代に於ける銅鉄銭行使地域画定策に就いて」(『日野開三郎東洋史学論集』第六卷、三一書房、一九八三)、宮崎市定「五代宋初の通貨問題」(『宮崎市定全集』第九卷、岩波書店、一九九二)、郭正忠「宋代川峡鉄銭研究」(『宋史研究論文集』浙江人民出版社、一九八七)、宮澤知之『宋代中国の国家と経済』第二部「宋代貨幣論」第四章「宋代四川の鉄銭問題」(創文社、一九九八) 等参照。
- (40) 郭正忠氏は、四川の稅務と内地の稅務とを直接比較するため、熙寧十年当時の銅鉄銭比価を二対一として四川の各稅務の商稅額を銅銭へと換算しているが、本稿では、銅鉄銭比価が必ずしも明確ではないことに鑑み、そうした方法は用いなかった。註(19) 所引郭氏著書二一九〜二二二頁参照。
- (41) これは、熙州が宋の領域に編入されてから熙寧十年に至るまで、それほど間がないことによるのかもしれない。宋が熙州を領土に加えたのは、『九域志』卷三、陝西路、秦鳳路、熙州の条によれば熙寧五年(一〇七二)のことであった。
- (42) 州ごとの商稅額を算出する際には、註(19) 所引郭氏論文に収められた「四京十九路三三州軍熙寧十年銅銭稅額統計表」および清木場東「河北東路の商稅務・稅額」(『比較文化研究』二五、二〇〇〇)、同「永興軍路の商稅務・稅額」(『比較文化研究』二六、二〇〇〇)、同「京西南北路の商稅務・稅額」(『比較文化研究』二七、二〇〇一)、同「淮南・両浙路の商稅務・稅額」(『比較文化年報』一〇、二〇〇一) を参考にさせていただいた。記して謝意を表する。
- (43) 王文楚・魏嵩山点校『元豐九域志』(中華書局、一九八四)。
- (44) 吳松弟『中国人口史』第三卷、遼宋金元時期(復旦大学出版社、二〇〇〇) 一二二頁参照。
- (45) 郭正忠氏は、商稅統計に記された都商稅院の数値の中には、在京店宅務の課利も含まれると主張する。註(19) 所引郭氏論



文一六四〜一七〇頁参照。

- (46) 久保田和男「五代国都新考」(『史観』一一九、一九八八)、伊原弘「河畔の民——北宋末の黄河周辺を事例に——」(『中国水利史研究』二九、二〇〇一)二一〜二三頁参照。

- (47) 宋晞「宋代的商税網」(『宋史研究論叢』第一輯、華岡出版有限公司、一九六二)四三頁、四七〜四八頁参照。

- (48) 蘇轍『欒城集』卷三六、論蜀茶五害条にもほぼ同文が見える。

- (49) 妹尾達彦「唐代河東池塩の生産と流通——河東塩税機関の立地と機能——」(『史林』六五—六、一九八二)五四〜五八頁。

- (50) そのような研究として、藤井宏「新安商人の研究(一)〜(四)」(『東洋学報』三六—一・二・三・四、一九五三)がある。